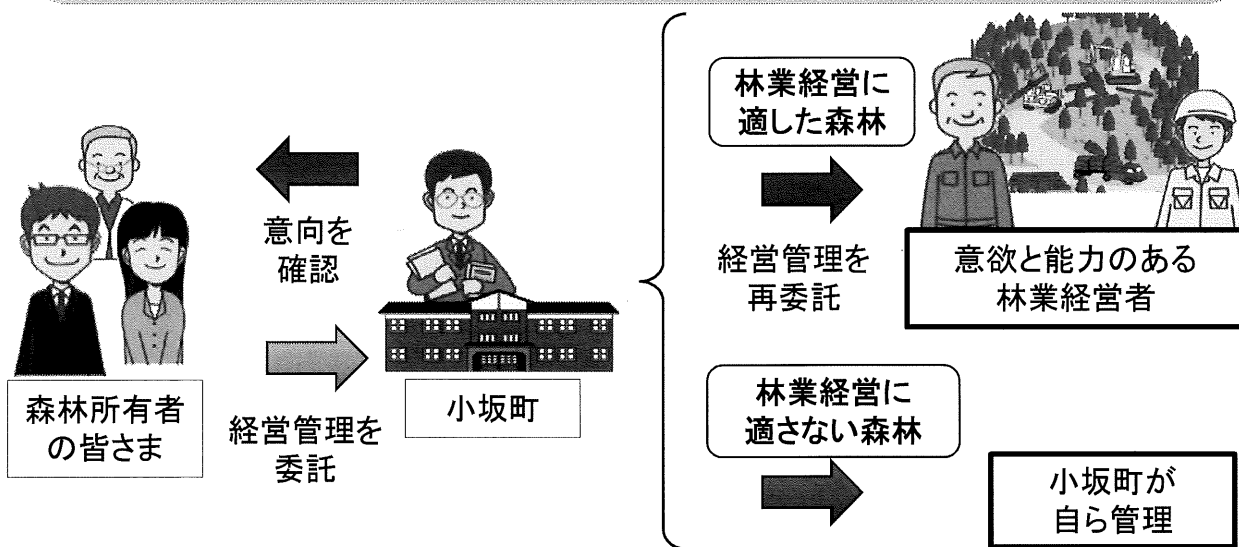


# 平成31年4月から新たな制度 (森林経営管理制度) がスタートします ～森林の適切な経営管理が求められます～

国内の森林においては、戦後や高度経済成長期に植栽されたスギなどの人工林が木材として利用可能な時期を迎えつつあります。利用可能な森林が増える一方で、森林の所有形態は小規模・分散的である場合が多いこと、さらには長期的な林業の低迷や所有者の世代交代などによって、森林への関心は薄れてきており、かつてのように所有者が自発的に森林の適切な経営や管理を実施することが難しくなっています。森林の経営管理が適切に行われないと、土砂災害の防止や水源涵養等へ影響を及ぼすことが懸念されます。また、経営管理するためには、ある程度まとまった状態で経営計画を樹立することが労力の削減に繋がります。

このため、平成31年4月から「森林経営管理制度」がスタートし森林の適切な経営や管理を進めることとしています。

## 事業のイメージ



今後、森林所有者の皆さんに土地所有状況のアンケート調査や、経営方針の意向調査を実施することとしておりますので、お手元に調査用紙が届きましたらご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】 小坂町役場 観光産業課 農林班  
(秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41番地1)  
TEL 0186-29-3912 FAX 0186-29-5481